



防犯カメラの設置費用の一部を補助します

犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた地域の防犯活動を補完し、支援するため、防犯カメラを設置する自治会などの団体に対し、取り付けに要した費用の一部を補助します。

防犯カメラ設置費補助金の概要

対象団体

- ・自治会
- ・地域づくり協議会
- ・商店街振興組合 など

対象の主な要件

- ・防犯活動の実績があり、今後も継続的な活動が見込まれること
- ・防犯カメラを設置する目的が、地域の防犯対策であること
- ・防犯カメラの設置について、地域住民の理解が得られていること など

補助対象となる経費

- ・防犯カメラの機器購入費
 - ・防犯カメラの設置工事費
 - ・防犯カメラの表示看板の設置経費
- ※保守費用、修理費用、電気代など、維持管理に係る費用は補助対象になりません。

補助内容

- 補助率：補助対象となる経費の2分の1
(千円未満切り捨て)
- 上限額：防犯カメラ1台につき10万円
(1団体につき年度内に2台まで)

補助対象となる防犯カメラ

- ・道路や公園などの公共の場所を撮影するもの
 - ・録画装置を備えているもの
- ※ごみ集積所などの施設の管理を主な目的とする監視カメラは補助対象になりません。

「鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」を遵守し、防犯カメラの適切な設置と運用をお願いします。



申込み 事前に相談の上、交付申請書を直接交通防犯課へ

※必ず事前相談を行ってください。

